

新宿駅東口地区地区計画における「区長が新宿らしい賑わいの維持発展や安全・安心で快適なまちづくりに資すると認めた建築物」に関する取扱い基準

東京都市計画地区計画新宿駅東口地区地区計画（令和元年新宿区告示 280 号）の地区整備計画における「建築物の容積率の最高限度」に規定する「区長が新宿らしい賑わいの維持発展や安全・安心で快適なまちづくりに資すると認めた建築物」に関する基準を以下のとおり定める。

第 1 条 「建築物の容積率の最高限度」に規定する「区長が新宿らしい賑わいの維持発展や安全・安心で快適なまちづくりに資すると認めた建築物」とは、以下の内容に適合した建築物とする。

- (1) 1 階及び 2 階の各幹線ネットワーク及び各地区内回遊ネットワークに面する部分は、夜間照明の設置など夜間の賑わい形成にも配慮すること
- (2) 幹線ネットワーク又は地区内回遊ネットワークに面する不特定多数が利用するすべての出入口及びそれに至る敷地内通路は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する建築物移動等円滑化基準を遵守して整備すること
- (3) 防災備蓄倉庫を整備すること（必要面積、整備位置については以下のとおりとし、一箇所あたりの面積は 1 m²以上とする。）

用途	商業/文化・交流 生活支援/産業支援 その他用途	業務	住宅
必要面積	1 m ² 以上	業務の用に供する部分の延べ面積(※)の 0.001 倍以上	住宅の用に供する部分の延べ面積(※)の 0.001 倍以上
整備位置	いずれの階からも最長歩行距離 4 層以内に 1 箇所以上	いずれの階からも最長歩行距離 4 層以内に 1 箇所以上	いずれの階からも最長歩行距離 2 層以内に 1 箇所以上

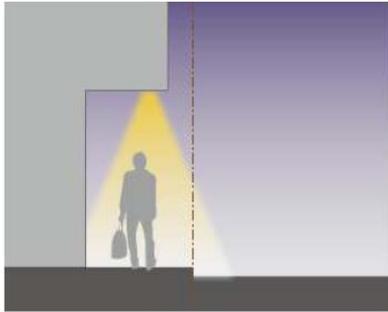
(※)自動車車庫及び駐輪場の用に供する部分を除く

附 則

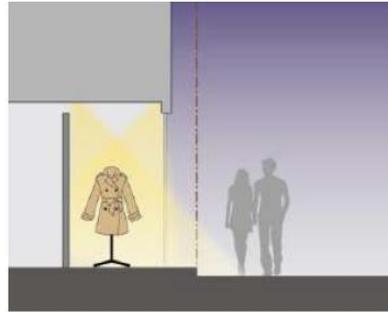
この基準は、令和元年 12 月 27 日から施行する。

〈夜間の賑わい形成に配慮した例〉

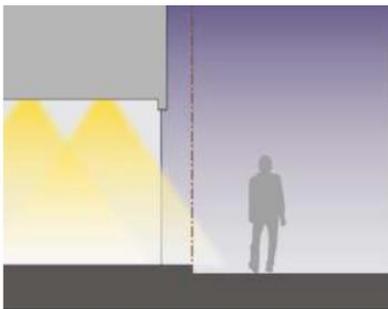
○ダウンライトやアップライトによる演出



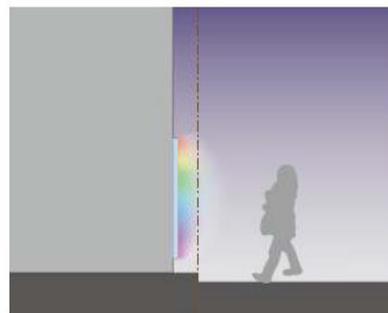
○ショーウィンドウによる演出



○透過性のある壁面にすることで室内の明かりを滲み出す演出



○デジタルサイネージ等による演出



〈地区計画の届出時の表現例〉

